

様式2

法人名 医療法人養和会  
 所在地 鳥取県米子市上後藤3-5-1

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (平成25年3月31日現在)

1. 資 産 額 3,536,616 千円  
 2. 負 債 額 1,431,155 千円  
 3. 純 資 産 額 2,105,461 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	946,487
B 固 定 資 産	2,590,129
C 資 産 合 計 (A+B)	3,536,616
D 負 債 合 計	1,431,155
E 純 資 産 (C-D)	2,105,461

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人養和会

※医療法人整理番号

所在地 鳥取県米子市上後藤3-5-1

## 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 流動資産</b>	946,487	<b>I 流動負債</b>	741,777
現金及び預金	332,392	買掛金	4,811
事業未収金	486,827	短期借入金	584,996
たな卸資産	5,621	未払金	102,818
前渡金	2,718	未払法人税等	348
前払費用	1,840	未払消費税等	695
その他の流動資産	117,089	前受金	11,700
<b>II 固定資産</b>	2,590,129	預り金	34,570
1 有形固定資産	2,333,692	その他の流動負債	1,839
建物	1,687,434	<b>II 固定負債</b>	689,378
構築物	17,146	長期借入金	626,710
その他の器械備品	65,976	退職給付引当金	59,373
車両及び船舶	3,504	その他の固定負債	3,295
土地	551,852		
その他の有形固定資産	7,780	負債合計	1,431,155
2 無形固定資産	5,819	純資産の部	
ソフトウェア	4,265	科目	金額
その他の無形固定資産	1,554	<b>I 資本剰余金</b>	28,591
3 その他の資産	250,618	<b>II 利益剰余金</b>	2,076,870
有価証券	206,182	1 代替基金	0
長期前払費用	7,434	2 その他の利益剰余金	2,076,870
その他の固定資産	37,002	任意積立金	298,500
		繰越利益剰余金	1,778,370
		<b>III 評価・換算差額等</b>	0
		<b>IV 基金</b>	0
		純資産合計	2,105,461
資産合計	3,536,616	負債・純資産合計	3,536,616

法人名 医療法人養和会  
 所在地 鳥取県米子市上後藤3-5-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		3,030,460
2 事業費用		
(1) 事業費	2,768,364	
(2) 本部費	0	2,768,364
<b>本来業務事業利益</b>		262,096
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		231,848
2 事業費用		440,608
<b>附帯業務事業損失</b>		208,760
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
<b>収益業務事業利益</b>		0
<b>事業利益</b>		53,336
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	1,623	
その他の事業外収益	154,906	156,529
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	12,344	
その他の事業外費用	109,422	121,766
<b>経常利益</b>		88,099
<b>IV 特別利益</b>		
その他の特別利益	3,839	3,839
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	65,546	
その他の特別損失	22,210	87,756
<b>税引前当期純利益</b>		4,182
法人税・住民税及び事業税	1,756	1,756
<b>当期純利益</b>		2,426

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。